

台風15号
台風19号

暮らしに関する情報

罹災証明書の発行

被害を受けた方に、罹災証明書を発行しています。被害写真・印鑑、本人確認書類（運転免許証など）を持参のうえ、各窓口までお越しください。

（平日午前8時30分～午後5時15分）

問い合わせ

◆住家

町民課 固定資産税係・賦課徴収係

☎6073

◆農業施設

まちづくり課 農政係

☎6076

◆店舗・事業所

まちづくり課 産業振興係

☎6075

住宅の修繕支援

被災した住宅の屋根および外壁等の修繕改修に対する支援事業を実施します。今後、補助金等の申請窓口を開設します。

問い合わせ

まちづくり課 建設係
☎6074

災害ごみ

災害ごみについて、通常のごみと分けて受け入れしています。種類ごとに分別して搬入をしてください。

また、災害ごみは処理手数料免除となりますので、減免申請の手続きをお願いいたします。

受け入れ可能な災害ごみ

瓦、廃木材、枝木、畳、塩ビ系の雨どい・トタン、金属製トタン

受け入れ期限

令和元年12月21日(土)まで

問い合わせ

◆減免申請

町民課 生活環境係

☎6072

（平日午前8時30分～午後5時15分）

◆受け入れ施設・時間

長岡不燃物処理場

☎2144

月～土曜日（祝日含む）

午前8時45分～午後4時
農業用ビニール、石こうボード、サイディングボード、スレート瓦、コンクリートブロックは受け入れできません。専門業者に処理を依頼してください。

カーブミラー・防犯灯の破損

町が破損個所を確認し、修繕を実施しています。町内で破損しているカーブミラーや防犯灯がありましたら、ご連絡ください。

問い合わせ

◆カーブミラー

総務課 庶務係

☎6082

◆防犯灯（通学路）

教育課 学校教育係

☎2311

区の防犯灯は各地区へお問い合わせください。

家屋等の取り壊し

家屋等を取り壊したときは家屋減失届を提出してください。

家屋等の固定資産税は、毎年1月1日を基準日として所有者に課税されています。届け出がない場合、取り壊した家屋等に誤って課税される原因にもなります。

問い合わせ
町民課 固定資産税係
☎6073

所得税・住民税の軽減

住宅や家財に損害を受けた人は、所得税の確定申告で雑損控除を申告すると、所得税・住民税で一定の金額の所得控除を受けられる場合があります。詳しくは、事前に佐原税務署へお問い合わせください。

対象

住宅・家財、屋根・自家用車・車庫・ブロック塀・墓石の修理など（取り壊しや除去費用も対象）

必要なもの

- ・対象資産の取得時期、取得価格が分かるもの
- ・取り壊し・除去費用が分かるもの
- ・保険金などを受け取った場合、金額が分かるもの
- ・罹災証明書、被災証明書（コピー可）
- ・印鑑

- ・源泉徴収票など令和元年分所得金額や所得控除額が分かるもの
- ・振込先の金融機関名・口座が分かるもの（所得税還付の場合）

問い合わせ

佐原税務署 ☎1331

町民課 賦課徴収係 ☎6073

台風に備える対策例

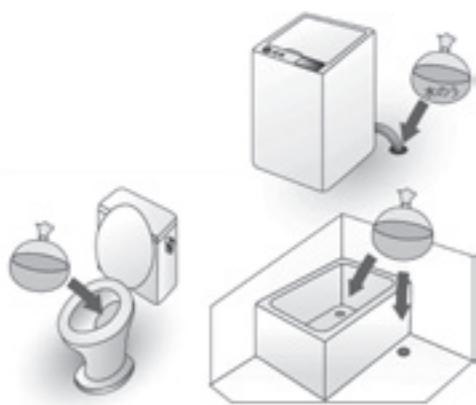
◆窓ガラス

窓対策の基本は、窓ガラスを割る原因になるものの飛散を防ぐこと、そして窓にものがぶつからないようにし、万が一ガラスが割れても飛び散らないようにすることです。

- ①外に物を置かない
- ②シャッターや雨戸をする
- ③窓にガラス飛散防止フィルムを張る、または段ボールや養生テープを張る
- ④カーテンを閉める

◆水回り

豪雨のときなど、下水が逆流しトイレや風呂場の排水口から水が噴き出ないよう、ビニール袋に水を入れた水のうを置くことで逆流を抑える効果があります。



参考資料 内閣府：家庭で役立つ防災

農業支援

強い農業・担い手づくり総合支援交付金

被害を受けた農産物の生産・加工施設の再建および修繕、施設の撤去等を支援します。

施設の再建・修繕について

・対象となる事業内容

- ①農産物の生産および生産した農産物の加工に必要な施設ならびにその付帯施設の再建・修繕（自らが再建・修繕する場合を含む）
- 例：農業用ハウス、畜舎、作業場、加工施設など

②農業用機械および生産した農産物の加工に必要な機械の取得・修繕

施設等の撤去について

・対象となる事業内容

被害を受けた農産物の生産、加工施設の撤去、運搬、処理
支援を受けるための主な要件

- ①現在農業経営を行っており今後も農業経営を継続する農業者であること
- ②再建・修繕等をした施設のうち、園芸施設共済の引受対象となる施設（農業用ハウス等）は、園芸施設共済保険等へ加入すること

申請期限 令和元年11月11日(月)

助成率など詳細については、お問い合わせください。

問い合わせ

まちづくり課 農政係
☎ 6076

停電や電線の破損

すでに停電は解消されていますが、損傷などにより、停電が解消されていない箇所がありましたら、お問い合わせください。また、電柱や電線の破損についてもご連絡ください。

問い合わせ

東京電力
☎ 012019951007



災害に便乗したトラブル

自然災害が起きた後は、住宅修理や便乗商法などのさまざまな相談が寄せられます。困ったときは、早めに消費生活センターにご相談ください。

問い合わせ

香取市消費生活センター

☎ 501300

まちづくり課 産業振興係

☎ 866075



各方面より
たくさん
の支援も
いただき
ました。
ありが
うござ
いました。

